

28生産第387号
平成28年5月18日

九州農政局長 殿

生産局長

「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」の取扱いについて

「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知)について、平成28年熊本地震により被害を受けた施設に限り、下記のとおり取り扱うこととしたので、ご了知ありたい。

なお、平成28年4月14日以後の取組について適用する。

おって、貴局管内の県知事には、貴職から通知されたい。

記

- 1 別表第2の附帯事務費の使途基準区分欄の「役務費」については、平成28年熊本地震の影響により被害を受けた施設に限り、「役務費及び委託料」と読み替え、内容欄の「通信運搬費(郵便料、電信電話料及び運搬費等)」を「通信運搬費(郵便料、電信電話料及び運搬費等) 被災施設の点検・試運転経費」と読み替えることとする。
また、委託料の中に人件費がある場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)によるものとする。
- 2 別表第2の附帯事務費の使途基準区分欄の「市町村附帯事務費」の役務費については、1を準用する。

(案外参考)

別表第 2

附帯事務費の使途基準

区 分		内 容
旅 費		普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃 金		日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共 済 費		賃金が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費		謝金
需 用 費		消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役務費及び委託料		通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）、被災施設の点検・試運転経費
使用料及び賃借料		会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費		当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
市町村附帯事務費		当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、共済費、報償費、需用費、役務費及び委託料、使用料及び賃貸借料及び備品購入費

注：卸売市場施設整備の推進の市町村附帯事務費には、地方自治法第 2 8 4 条に定める一部事務組合、広域連合及び地方公共団体が主たる出資者となっている法人である場合を含む。

注：委託料の中に人件費がある場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号 農林水産省大臣官房経理課長通知）」によるものとする。